

議案第15号

平成25年度 天理市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数	129床
(2)	年間患者数	
	入院延	28,343人
	外来延	73,156人
(3)	一日平均患者数	
	入院	78人
	外来	293人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病院事業収益		1,767,294千円
第1項	医業収益		1,722,423千円
第2項	医業外収益		44,870千円
第3項	特別利益		1千円

	支	出	
第1款	病院事業費用		1,798,928千円
第1項	医業費用		1,745,818千円
第2項	医業外費用		51,989千円
第3項	特別損失		821千円
第4項	予備費		300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額28,555千円は当年度分損益勘定留保資金28,555千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入		41,295千円
第1項	補助金		41,294千円
第2項	固定資産売却代金		1千円

	支	出	
第1款	資本的支出		69,850千円
第1項	企業債償還金		69,850千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,175,016 千円

(他会計からの補助金)

第8条 国、県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

国 庫 1,575千円、 県 費 1千円、 一般会計 210,206千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、207,868千円と定める。

平成25年3月5日 提出

天理市長 南 佳 策